

第 2 3 期 第 1 5 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和 8 年 7 月 2 4 日（金）午後 1 時 3 0 分

2 場 所 青森市新町 1 丁目 1 1－2 2
アラスカ会館 2 階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	堀 内 精 二
	会長代理	立 石 政 男
	委 員	富 田 重 基
	〃	川 山 光 則
	〃	田 村 義 夫
	〃	尾 野 明 彦
	〃	伊 藤 大 作
	〃	黒 滝 洋 子
	〃	山 縣 勝 彦
	〃	菊 谷 尚 久
	〃	竹ヶ原 公
	〃	永 瀬 めぐみ
	(欠席委員)	
	委 員	柴 田 武 信
	〃	東 信 行
県 側	水産振興課 課 長	山 本 隆 久
	〃 副 参 事	山 口 正 洋
	〃 総括主幹	山 田 嘉 暢
	〃 主 幹	田 澤 亮
	〃 主 幹	白 川 慎 一
	鯡ヶ沢水産事務所 所 長	田 村 直 明
	むつ水産事務所 副 所 長	田 中 淳 也
事 務 局	事務局長	野 月 浩
	主幹専門員	長谷川 清
	技 師	傳 法 利 行

4 提出議案、審議結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

→ 原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：令和8管理年度におけるべにずわいがに日本海系群（知事許可水域）の知事管理漁獲可能量の当初配分について（諮問）

→ 原案どおり答申することに決定された。

5 議事の経過

堀内会長

それでは、ただ今から、第23期第15回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

第23期第15回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝しております。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案2件、報告事項1件の審議が予定されておりますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は委員数15名のところ、過半数を超える12名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私の方からの指名でよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

堀内会長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、田村委員と尾野委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。
事務局から説明をお願いします。

野月事務局長

それでは、説明させていただきます。

議案第1号 資料の1ページ目を御覧いただければと思います。

こちらは、県知事からの諮問文でございます。件名及び本文のみを読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、こちらは、漁業法に基づく規定により今回諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

堀内会長

それでは、県から補足説明があればお願いします。

水産振興課山口副参事

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課山口副参事

それでは、議案第1号につきまして、県から補足説明させていただきます。

資料をおめくりいただいて、2ページ目を御覧ください。

漁業種類、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数について、御説明させていただきます。

はじめは、小型いか釣り漁業のするめいかでございます。

青森県内に住所を有する者、青森県知事の登録を受けた漁船の使用者のいずれにも該当する者ということで、大間漁協1隻となっております。

続いて、3ページ目を御覧ください。

かれい固定式刺し網漁業でございます。

東津軽郡平内町に漁業本拠地を有する者、青森県知事の登録を受けた漁船の使用者のいずれにも該当する者ということで、平内町漁協1隻となっております。

県からの補足説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

堀内会長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

なお、発言は議事以外にわたらないよう、そして発言する際は挙手のうえ、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いいたします。

皆さん、何か御意見、御質問等はないでしょうか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

堀内会長

それでは、御質問、御意見等がないようですので、議案第1号については、諮問のとおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

堀内会長

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任をお願いいたします。

次に議案第2号「令和8管理年度におけるべにずわいがに日本海系群（知事許可水域）の知事管理漁獲可能量の当初配分について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

野月事務局長

それでは、説明させていただきます。

議案第2号 資料の1ページ目を御覧いただければと思います。

こちらは県知事からの諮問文です。

件名及び本文のみを読み上げます。

諮問書 特定水産資源（べにずわいがに日本海系群（知事許可水域））に関する令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和8年6月18日付け8水管第833号で農林水産大臣から通知があったため、漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を別添のとおり定めることとしたいので、同条第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上のとおりですけれども、こちらは漁業法に基づく規定により、今回、諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

堀内会長

それでは、県から補足説明があればお願いします。

水産振興課山田総括主幹

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課山田総括主幹

それでは、説明します。

べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）に関する令和8管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について補足説明いたします。

議案第2号の3ページを御覧ください。

令和8年6月18日付けで農林水産大臣からべにずわいがに日本海系群（知事許可水域）に関する令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分が通知されました。

知事管理漁獲可能量については、漁業法第16条第1項の規定により、県資源管理方針に則して定めることとなっており、同条第2項の規定により、知事管理漁獲可能量を定めようとする時は、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないこととなっておりますので、貴委員会へ諮問するものです。

2ページ目を御覧ください。

こちらは、知事管理漁獲可能量の設定案です。

べにずわいがに日本海系群知事許可水域については、令和7年9月から新たに特定水産資源に指定され、令和8年9月からは、TAC管理のステップ2を開始することとなります。

ステップ2における当初配分については、試行水準となっており、その全量をそれぞれ青森県べにずわいがに日本海（知事許可水域）漁業に配分するものです。

試行水準とは、TAC管理のステップ2の段階において、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量について、具体的な配分数量は設定せず、試行的な配分を行って管理するものです。

なお、都道府県及び大臣管理の各区分には、管理を行う際の目安として、TACの全量に過去3か年又は5か年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出した数量が試行目安数量として提示されます。

ステップ2においても、ステップ1と同様に試行目安数量を超えたとしても、採捕停止命令等がかかるものではありませんので、御理解ください。

参考資料として、国が示すTAC管理のステップアップの考え方について、4ページ目からは添付しておりますので、後ほど御覧ください。

以上が知事管理漁獲可能量の設定についての補足説明となります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

堀内会長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、

御意見がありましたらお願いいたします。

それでは、私の方から。

今、ステップ2ということで試行水準なんです。5ページ、TACの配分のところですね。漁獲量上位8割に含まれる場合は数量明示になると。青森県は、現在、何割なんですか？

何割っていうか、分からなければ、8以内に入らないのであれば、どこまでも現行水準でいくのか。それとも、8以外でも水量明示になるかという。

水産振興課白川主幹

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課白川主幹

昨年度段階で、試行の数量というのが、青森県では約260トン程度になっておりますので、上位8割に入る可能性はかなり低いということで、ステップ3に移っており、現行水準のままでいくと思っています。

以上です。

堀内会長

はい、分かりました。

その他、御質問、御意見はないでしょうか。

皆さん、御意見、御質問等はないでしょうか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

堀内会長

それでは、他に御質問、御意見がないようですので、議案第2号については、諮問のとおり決定したと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

堀内会長

それでは、議案第2号「令和8管理年度におけるべにずわいがに日本海系群（知事

許可水域)の知事管理漁獲可能量の当初配分について(諮問)」は諮問どおり決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任をお願いいたします。

これで議案を終了し、次に報告事項に入ります。

- ①の「令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について(青森県くろまぐろ(小型魚)漁業及び青森県くろまぐろ(大型魚)漁業)を県から報告をお願いいたします。

水産振興課山田総括主幹

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課山田総括主幹

私から特定水産資源である、くろまぐろに係る知事管理漁獲可能量の変更について補足説明させていただきます。

お配りしております報告事項の資料を御覧ください。

県は、漁業法第16条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、令和8年6月10日付けで知事管理漁獲可能量の変更を公表しました。

その概要は、別紙(不等量交換及び追加配分の内訳)のとおりで、30キログラム未満の小型魚は340.5トンから5.2トン減少し、335.3トン。30キログラム以上の大型魚は685.8トンから148.3トン増加し、834.1トンとなっております。

別紙を御覧ください。

まず、小型魚から大型魚へ交換する不等量交換については、協定管理委員会からの回答に基づき、今回、小型魚42.0トン大型魚61.7トンに振り替えています。

また、追加配分の内訳といたしましては、小型魚については繰越13.9トン、消化率メリットとして4.8トン、R7基礎配分比率の配分として18.1トンとなっております。

また、大型魚については繰越40.3トン、消化率メリットとして4.9トン、令和7年基礎配分比率の配分として41.4トンが国から本県に配分されています。

譲渡メリットや消化率メリット及び国留保からの配分等の詳細な計算方法については、参考にごさいます、くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領を御覧ください。

なお、この計画の変更については、漁業法第16条第5項で準用する、同条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を聴く必要がありますが、事務手続きの迅速化のため

め、協定に基づく管理委員会と関係漁業者の合意に基づく場合のみ、貴委員会に事前諮問せずに手続きをし、手続き後に報告する旨、令和8年7月8日付け青水振第1437号で貴委員会に諮問し、適当である旨の答申を受けていることを申し添えます。
以上でございます。

堀内会長

ただ今、県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いいたします。

皆さん、何か御質問、御意見等はないでしょうか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

堀内会長

それでは、他に御質問もないようですので、本日予定していた議事を全て終了し、以上、これをもちまして、第23期第15回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

終了 午後1時48分